

交野市人権施策推進基本方針

令和6（2024）年3月



目次

第1章 基本方針の策定にあたって	1
1. 基本方針策定の背景と趣旨	1
2. 国際的・国・大阪府の動き	2
(1) 国際的な動向	2
(2) 国の動向	4
(3) 大阪府の動向	4
3. 基本方針の位置づけ	8
第2章 基本的な考え	9
1. 本市における人権行政の基本的な考え方	9
2. 人権行政推進のための基本的認識と方向	9
3. 本市におけるこれまでの取組	10
第3章 人権問題の現状と課題に対する取組	12
1. 本市における人権問題ごとの現状・課題・それらに対する取組	12
(1) 女性に関すること	12
(2) 子どもに関すること	14
(3) 高齢者に関すること	16
(4) 障がいのある人に関すること	18
(5) 在日外国人に関すること	20
(6) ヘイトスピーチに関すること	21
(7) 犯罪被害者やその家族に関すること	22
(8) インターネット上の人権侵害に関すること	23
(9) セクシュアルマイノリティの人権問題に関すること	24
(10) 労働者に関すること	26
(11) 新型コロナウイルス感染症にかかる差別問題に関すること	28
(12) 部落差別（同和問題）に関すること	29
(13) その他の人権侵害に関すること	30
2. 人権施策の基本方向・取組	31
(1) 人権啓発の推進	31
(2) 人権教育の推進	31
(3) 人権擁護に関する施策	32
第4章 人権行政の推進	33
1. 庁内推進体制	33
2. 国・府等との連携	33
3. 市民との連携・協働	33
4. 企業等との連携	34
資料	35

第1章 基本方針の策定にあたって

1. 基本方針策定の背景と趣旨

本市では、平成16（2004）年に世界人権宣言の理念及び日本国憲法の基本的人権の尊重に基づき「交野市人権尊重のまちづくり条例」を制定し、人権が尊重されるまちづくりの推進に努めてきました。

条例制定以降の国内の動向として、平成28（2016）年の人権三法（※1）の施行をはじめ、令和元（2019）年には大阪府の人権三条例（※2）の改正及び制定、さらに令和4（2022）年にはインターネット上の差別を防止する「大阪府インターネット上の誹謗中傷や差別等の人権侵害のない社会づくり条例」の制定等、人権に関する法律・条例の整備がなされ、本市においてもこれらの法律等に基づき人権施策を推進してきましたが、いまだ多くの偏見や差別が存在しています。

加えて、情報手段の発達によるインターネットの普及や新型コロナウイルス感染症拡大等の社会状況の変化により、新たな課題も生じており、複雑・多様化する人権問題に対し必要な施策を積極的に展開していく必要があります。また、すべての人の人権が尊重されるまちづくりは行政だけが取組を推進するのではなく、市民や企業、様々な分野の市民団体等あらゆる主体が協働して推進していくことにより、公共の場をはじめ家庭や学校、職場、身近な地域等のあらゆる場面に人権文化を根付かせていくことが大切です。あらゆる人々の人権意識の高揚をめざし、効果的な人権行政を推進していくため、本方針において人権教育・啓発の理念や人権課題ごとの施策の方向性を示します。

【※1 人権三法】

「人権三法」とは、国が差別の解消をめざして平成28（2016）年に施行した、三つの法律のことです。

○ 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）

障がい者を理由とする差別の解消の推進に関する基本的な事項や、国の行政機関、地方公共団体等、及び民間事業者における障がい者を理由とする差別を解消するための措置等を定めることによって、すべての国民が障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現につなげることを目的としています。

○ 本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律（ヘイトスピーチ解消法）

本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消が喫緊の課題であることに鑑み、その解消に向けた取組について、基本理念を定め、及び国等の責務を明らかにするとともに、基本的施策を定め、これを推進することを目的としています。

○ 部落差別の解消の推進に関する法律（部落差別解消推進法）

現在もなお部落差別が存在し、部落差別に関する状況に変化が生じていることを踏まえ、すべての国民に基本的人権の享有を保障する日本国憲法の理念にのっとり、部落差別の解消を推進し、もって部落差別のない社会の実現を目的とした法律です。

【※2 大阪府人権三条例】

複雑多様化する人権課題に的確に対応し、増加する来阪外国人旅行者や、外国人労働者の受入れを見据えた国際都市にふさわしい環境を整備していくため、大阪府では令和元（2019）年に人権関係三条例の改正および制定を行いました。

○ 大阪府人権尊重の社会づくり条例の一部改正

平成10（1998）年に制定されたこの条例に、府民及び事業者の責務が追加されました。府民は人権尊重の社会づくりの推進について理解を深め、その上で府の人権施策に協力するよう努めること、事業者は事業活動を行うにあたり、人権尊重のための取組を推進するよう努めることが盛り込まれました。

○ 大阪府性的指向及び性自認の多様性に関する府民の理解の増進に関する条例（大阪府性の多様性理解増進条例）

性的指向及び性自認の多様性に関する理解の増進に関し、基本理念を定め、府、府民及び事業者の責務を明らかにするとともに、性的指向及び性自認の多様性に関する理解の増進に関する施策を実施し、もってすべての人の性的指向及び性自認が尊重される社会の実現を目的としています。

○ 大阪府人種又は民族を理由とする不当な差別的言動の解消の推進に関する条例（大阪府ヘイトスピーチ解消推進条例）

府はヘイトスピーチ解消のための施策を実施すること、府民及び事業者は大阪府の施策に協力するよう努めることを規定しています。府民一人ひとりがヘイトスピーチは許さないといった共通認識を持ち、すべての人がお互いに人種や民族の違いを尊重し合いながら共生する社会を築くことを目的としています。

2. 国際的・国・大阪府の動き

（1）国際的な動向

20世紀の世界は、二度の大戦をはじめ数多くの戦争を経験してきました。最大の人権侵害である戦争で個人の権利は大きな犠牲を強いられ、その傷が癒えることはありません。過去の反省から21世紀は「人権の世紀」と言われますが、今なお世界各地で軍事侵攻や紛争、内戦が起り、悲劇が繰り返されています。

国際連合では、人権の尊重が平和を守ることと密接不可分の関係にあるという考えに基づいて、国家の枠組みを越えた国際的な人権規範の整備に取り組んできました。昭

和 23 (1948) 年に採択された世界人権宣言をはじめ、昭和 40 (1965) 年には人権及び基本的自由の平等を確保するため、あらゆる形態の人種差別を撤廃する政策等を、すべての適当な方法により遅滞なくとることなどを定めた「あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約」が、昭和 41 (1966) 年には世界人権宣言の内容を基礎として、これを条約化したものであり、人権諸条約の中で最も基本的かつ包括的な規約である「国際人権規約」が採択されました。

昭和 54 (1979) 年には男女の完全な平等の達成に貢献することを目的として女子に対するあらゆる差別を撤廃することを基本理念とする「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」が採択され、「女子に対する差別」を定義し、締約国に対し、政治的及び公的活動、並びに経済的及び社会的活動における差別の撤廃のために適当な措置をとることを求めています。また、平成元 (1989) 年には世界の多くの 18 歳未満の児童が、飢えや貧困等の困難な状況に置かれている状況を踏まえ世界的な観点から児童の人権の尊重や保護の促進をめざし「児童の権利に関する条約」が採択され、児童生徒の基本的な人権に十分配慮し、一人ひとり大切にされた教育が行われることが求められています。このような人権に関する様々な条約の採択により、国際的な人権保障の枠組みの形成が進んでいます。

さらに、平成 6 (1994) 年の総会において採択した「人権教育のための国連 10 年」(平成 7 (1995) 年から平成 16 (2004) 年)の終了後、「人権教育のための世界計画」行動計画を採択し、5 年ごとの行動計画が進められています。現在は第 4 フェーズ(令和 2 (2020) 年から令和 6 (2024) 年)にあたり、若者を重点対象とする行動計画が推進されています。また、平成 27 (2015) 年に採択された「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」で掲げられている 17 の国際目標 (S D G s *1) の前文には「誰一人取り残さないことを誓う」「すべての人々の人権を実現する」と記載されており、「人権を保護しジェンダー平等と女性・女児の能力強化を進めること」という人権の視点が明確に示されています。

*1 S D G s (持続可能な開発目標) : 「Sustainable Development Goals」の略で、平成 27 (2015) 年の国連サミットで採択された 2030 年までの長期的な開発の指針として採択された「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」の中核を成す「持続可能な開発目標」であり、先進国を含む国際社会共通の目標です。持続可能な世界を実現するための包括的な 17 の目標、及び細分化された 169 のターゲットから構成され、地球上の「誰一人として取り残さない」社会の実現をめざし、経済・社会・環境をめぐる広範囲な課題に対する統合的な取組が示されています。

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



(2) 国の動向

日本では、基本的人権の尊重を基本理念の一つとする日本国憲法の下で、人権に関する諸制度の整備や諸施策の推進が図られています。近年の国内の動向をみると、平成 12 (2000) 年に「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」を施行し、平成 14 (2002) 年には「人権教育・啓発に関する基本計画」を策定し施策の推進が図られてきました。

国内で発生する様々な人権課題に対応するための個別の法整備が進む中、平成 28 (2016) 年には人権三法が、令和元 (2019) 年には、「アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律」(アイヌ民族支援法) が施行されました。

また、いじめや児童虐待、宗教 2 世・3 世の問題等、子どもの人権問題への社会的な関心は年々高まる中、令和 5 (2023) 年に「こども基本法」が施行され、日本国憲法及び児童の権利に関する条約の精神にのっとりすべての子どもが個人として尊重され、基本的人権が保障されること、差別的取扱いを受けないようにすること等が基本理念として定められました。

(3) 大阪府の動向

大阪府では、部落差別(同和問題)・在日外国人問題をはじめとする様々な人権問題を重要な行政課題と位置づけ、全国に先駆け、平成 9 (1997) 年に「人権教育のための国連 10 年大阪府行動計画」が策定されました。平成 10 (1998) 年には今後の府政推進の基本となるものとして「大阪府人権尊重の社会づくり条例」を施行し、その内容の具体化として平成 13 (2001) 年に「大阪府人権施策推進基本方針」、平成 17 (2005) 年に「大阪府人権教育推進計画」が策定されました。

個別の人権問題については、障がいのある人に関することとして「障がいを理由とする差別のない、共に生きる大阪の社会」をめざして平成 28 (2016) 年に「大阪府障害を理由とする差別の解消の推進に関する条例」を施行し、相談及び紛争の防止又は解決のための体制整備や啓発活動等に取り組んでいます。

また、セクシュアルマイノリティの人権問題に関することとして性的指向及び性自認の多様性が尊重され、すべての人が自分らしく生きることができる社会の実現をめざし、令和元（2019）年に「大阪府性的指向及び性自認の多様性に関する府民の理解の増進に関する条例」が、同年11月には人種又は民族を理由とする不当な差別言動の解消を推進するため、「大阪府人種又は民族を理由とする不当な差別的言動の解消の推進に関する条例」が施行され、人権教育や啓発の総合的な推進が図られています。

さらに、インターネット上の人権侵害に関することとしてインターネット上の誹謗中傷や差別等の人権侵害を防止するための施策を推進し、インターネットによる被害からすべての府民を保護するとともに、次世代に豊かな社会を継承するため令和4（2022）年に「大阪府インターネット上の誹謗中傷や差別等の人権侵害のない社会づくり条例」を施行し、インターネット上の人権侵害の解消に取り組んでいます。

〈参考〉 ※条約や法令の名称が長い場合は略称を記載しています。

	国際社会	国	大阪府	交野市
昭和 21 (1946) 年		・ 日本国憲法公布		
昭和 23 (1948) 年	・ 世界人権宣言採択			
昭和 40 (1965) 年	・ 人種差別撤廃条約採 択			
昭和 44 (1969) 年		・ 同和対策事業特別措 置法施行		
昭和 45 (1970) 年		・ 心身障害者対策基本 法施行		
昭和 54 (1979) 年	・ 女子差別撤廃条約採 択			
昭和 58 (1983) 年				・ 非核都市宣言
昭和 60 (1985) 年			・ 大阪府部落差別事象 に係る調査等の規制 等に関する条例施行	
昭和 61 (1986) 年		・ 男女雇用機会均等法 施行		
平成元 (1989) 年	・ 児童の権利に関する 条約（子どもの権利 条約）採択			
平成 4 (1992) 年		・ 育児休業等に関する 法律（育児休業法）施 行		
平成 7 (1995) 年	・ 人権教育のための国 連 10 年開始	・ 育児休業法を育児・ 介護休業法に改正 ・ 高齢社会対策基本法 施行		
平成 9 (1997) 年		・ 「人権教育のための 国連 10 年」に関する 国内行動計画策定 ・ アイヌ文化振興法施 行	・ 人権教育のための国 連 10 年大阪府行動 計画策定	
平成 10 (1998) 年			・ 大阪府人権尊重の社 会づくり条例制定	
平成 11 (1999) 年		・ 男女共同参画社会基 本法施行		
平成 12 (2000) 年		・ 介護保険法施行 ・ 人権教育及び人権啓 発の推進に関する法 律施行 ・ 児童虐待防止法施行 ・ ストーカー規制法		
平成 13 (2001) 年		・ 配偶者暴力防止法施 行	・ 大阪府人権施策推進 基本方針策定	・ 平和と人権を守る都 市宣言
平成 14 (2002) 年		・ 人権教育・啓発に関 する基本計画策定 ・ プロバイダ責任制限 法施行		
平成 16 (2004) 年				・ 交野市人権尊重のま ちづくり条例制定
平成 17 (2005) 年	・ 「人権教育のための 世界計画」第 1 フェ ーズ開始	・ 犯罪被害者等基本法 施行	・ 大阪府人権教育推進 計画策定	
平成 18 (2006) 年	・ 障害者の権利に関す る条約（障害者権利 条約）採択	・ 高齢者虐待防止法施 行 ・ 北朝鮮人権法施行 ・ 障害者自立支援法施 行		

	国際社会	国	大阪府	交野市
平成 21 (2009) 年		・ハンセン病問題基本 法施行		
平成 22 (2010) 年	・「人権教育のための 世界計画」第2フェ ーズ開始			
平成 25 (2013) 年		・障害者総合支援法施 行いじめ防止対策推 進法施行		
平成 26 (2014) 年		・子どもの貧困対策の 推進に関する法律施 行 ・リベンジポルノ防止 法施行		・交野市男女共同参画 推進条例制定
平成 27 (2015) 年	・「人権教育のための 世界計画」第3フェ ーズ開始 ・「持続可能な開発目 標」(SDGs) 策定	・女性活躍推進法施行		
平成 28 (2016) 年		・障害者差別解消法施 行 ・成年後見制度の利用 促進に関する法律施 行 ・ヘイトスピーチ解消 法施行 ・再犯の防止等の推進 に関する法律施行 ・部落差別解消推進法 施行	・大阪府障害を理由と する差別の解消の推 進に関する条例施行	
平成 29 (2017) 年		・改正ストーカー規制 法施行 ・教育機会確保法施行		・交野市いじめ防止基 本方針策定
令和元 (2019) 年		・改正出入国管理及び 難民認定法施行(平 成31(2019)年) ・アイヌ民族支援法施行 ・改正障害者雇用促進 法施行	・大阪府犯罪被害者等 支援条例施行(平成 31(2019)年) ・人権尊重の社会づく り条例の一部改正 ・大阪府性の多様性理 解増進条例施行 ・大阪府ヘイトスピー チ解消推進条例施行	・交野市パートナーシ ップ宣誓制度の開始
令和2 (2020) 年	・「人権教育のための 世界計画」第4フェ ーズ開始	・改正児童虐待防止法 施行 ・パートタイム・有期 雇用労働法施行 ・改正労働施策総合推 進法施行	・大阪府犯罪被害者等 支援に関する指針策 定	
令和3 (2021) 年		・新型インフルエンザ 等対策特別措置法等 の一部を改正する法 律施行 ・障害者差別解消法改 正	・大阪府人権施策推進 基本方針変更	・交野市いじめ防止基 本方針改定
令和4 (2022) 年		・改正女性活躍推進法 施行 ・改正プロバイダ責任 制限法施行	・大阪府インターネッ ト上の誹謗中傷や差 別等の人権侵害のな い社会づくり条例施 行	
令和5 (2023) 年		・こども基本法施行 ・LGBT理解増進法 施行 ・認知症基本法成立		・第3次交野市男女共 同参画計画策定

3. 基本方針の位置づけ

本方針は、本市の長期的なまちづくりの方針や取組の方向性を示す総合的な行政計画である「第5次交野市総合計画」を踏まえ、平成16（2004）年に制定した「交野市人権尊重のまちづくり条例」を根拠法令として策定するものです。また、憲法に定める基本的人権の尊重の理念に基づき、本市が推進するあらゆる施策や日頃の業務において人権尊重、人権擁護の視点を取り入れた行政運営を行っていくため、本市における人権行政の方向性を示すものです。

第2章 基本的な考え

1. 本市における人権行政の基本的な考え方

～互いの個性を認め支え合い、誰もが安心・安全に暮らせるまち～

人権とは、人間の尊厳に基づいて私たち誰もが生まれながらにして持っている固有の権利であり、社会を構成するすべての人々が生存と自由を確保し、社会において幸福な生活を営むために欠かすことのできない権利です。それぞれの個性や価値観、多様性を認め合い、一人ひとりがかけがえのない存在であるということを認識し助け合いながら社会の一員として、安心・安全が保障され幸せに暮らせる社会の構築に努めなければなりません。

本方針は「互いの個性を認め支え合い、誰もが安心・安全に暮らせるまち」を基本理念とし、一人ひとりの命の尊さや人間の尊厳が大切にされ、真に人権が尊重される社会の実現に向けたまちづくりを進めていくための指針となるものです。

2. 人権行政推進のための基本的認識と方向

- 人権意識や福祉のこころを育む人権教育・啓発の推進

交野市人権尊重のまちづくり条例の趣旨にのっとり、誰もが人権問題に対する正しい理解を深めるため、地域・学校・家庭・職場といったあらゆる場を通じて人権教育を総合的・計画的に推進します。

また、啓発活動においては、自分自身の問題として人権問題を考えることができるよう、積極的な啓発活動に努めます。また、より多くの市民が啓発活動に触れることができるよう、市広報紙やホームページ、SNSをはじめ多様な情報媒体を活用するなど、積極的な広報、情報提供に努めます。

- 地域共生社会の実現

地域における生活課題が複雑・多様化する中、人と人とのつながりが希薄化し、地域社会におけるセーフティネットの弱体化が懸念されることから、地域に住む様々な人々の相互の支え合いによる「地域共生社会」の実現が求められています。社会的弱者に対する偏見や差別のない地域をつくるためには、女性、子ども、高齢者、その他様々な分野にわたる人権問題を重要な地域生活課題として位置づけ、支援や対応を図っていきます。

- 多文化共生社会の実現

多様な性・文化・価値観の尊重を促し、人権や多文化共生に対する意識を高め、地域全体でお互いの権利を守り、多様性を認め合う社会を築きます。

- 相談体制の充実

情報化社会の発展や社会状況の変化に伴い、人権課題や差別問題、男女平等に関する相談等は複雑・多様化しています。あらゆる相談に対して迅速で適切な対応を行うために、相談内容を的確に把握し、関連する支援機関等へ速やかに繋げるなど、人権問題の早期解決に向けた相談体制の整備に取り組んでいきます。また、相談者に寄り添い適切な助言等を行えるよう、研修等により相談員、職員のスキルアップを図ります。

- 全庁的な人権行政の推進

人権問題は様々な要因が複雑に絡み合っており、人権侵害の表れ方も多種多様です。そのため、各分野にまたがった人権課題に対し、横断的な組織体制を整備し、人権という視点から総合的・計画的に人権行政を推進していきます。また、必要に応じて、交野市人権尊重のまちづくり審議会に対し人権施策の推進に関する重要事項の調査、審議を求め、適切な対応策を検討し、より一層の組織体制の整備、人権行政の推進を図ります。

3. 本市におけるこれまでの取組

本市は、「すべての人間は、生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利とについて平等である。」とする世界人権宣言及び「法の下での平等」を定める日本国憲法の理念に基づき、人権が尊重されるまちづくりを進めてきました。また、平成16（2004）年には、市民憲章“和(自然と・文化と・人と)”によって育まれる市民意識を基礎として、「平和と人権を守る都市宣言」の精神を踏まえ、「基本的人権の尊重」の理念に基づき、人権意識の高揚を図り、すべての人の人権が尊重されるまちづくりを推進するため、「交野市人権尊重のまちづくり条例」を制定しました。この条例に基づき人権侵害防止のための街頭啓発活動や人権週間記念事業等様々な人権啓発事業、並びに、人権相談をはじめとする幅広い相談事業を実施しています。

また、ジェンダー平等社会の実現に向け、平成10（1998）年、「男女共同参画社会基本法」の制定に先立ち、「交野市女性行動計画～女と男のシンフォニー～」を策定し、男女共同参画社会の実現をめざした取組を推進してきました。平成17（2005）年には「第1次交野市

男女共同参画計画」として改訂し、平成 25（2013）年には「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」（DV防止法）に基づく、配偶者等に対する暴力（DV）*²への取組を明確に位置づけDV防止基本計画を包含した「第2次交野市男女共同参画計画」を策定しました。平成 26（2014）年には、本市における男女共同参画推進の基本理念を定めた「交野市男女共同参画推進条例」を制定し、市、市民、事業者及び市民団体の責務を明らかにしました。平成 30（2018）年には、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」（女性活躍推進法）に基づく「市町村推進計画」を含む計画として「第2次交野市男女共同参画計画」を改訂しました。令和 4（2022）年、第2次計画策定から10年が経過したため、令和 5（2023）年に「第3次交野市男女共同参画計画」を策定しました。

また、多様性を認め合う社会の実現に向け、令和元（2019）年には、交野市人権尊重のまちづくり条例の理念や交野市男女共同参画計画に基づき、互いに人権が尊重され、多様性を認め合い、誰もが自分らしく暮らせるまちをめざすとともに、性の多様性への偏見や差別をなくすことを目的とし、交野市パートナーシップ宣誓制度*³を施行しました。

*² 配偶者等に対する暴力（DV）：ドメスティック・バイオレンス。配偶者のみならず、恋人等、親密な関係にある、またはあった者から振るわれる暴力のことをいいます。身体的暴力だけでなく、精神的暴力、性的暴力、経済的暴力、子どもを利用した暴力が含まれます。

*³ パートナーシップ宣誓制度：性的マイノリティの方が、お互いをパートナーとして宣誓し、法的な効果は有しないが各自自治体が宣誓したことを証明する制度です。

第3章 人権問題の現状と課題に対する取組

1. 本市における人権問題ごとの現状・課題・それらに対する取組

※本章では12項目の人権問題について現状・課題・今後の方向性を示しています。各人権問題は本方針策定の基礎資料とするために令和4（2022）年度に実施しました「人権についての交野市市民意識調査」の質問順に掲載しており、掲載順によって各人権問題の重要性の大小を表すものではなく、あらゆる人権問題の解決を市の重要課題として等しく位置づけています。

（1）女性に関すること



【現状】

平成11（1999）年に制定された「男女共同参画社会基本法」において、男女が、互いにその人権を尊重し、責任を分かち合い、あらゆる分野において性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる社会の実現に向けた取組が進められてきました。

様々な法整備が進み、男女がともに家庭や職場、地域社会等の多様な分野において活躍できる環境が整えられてきましたが、今なお固定的な性別役割分担意識^{*4}や社会慣行、セクシュアル・ハラスメント^{*5}や妊娠・出産等を理由とする不利益な取扱い、DV等多くの課題が存在しています。

【交野市の現状と課題】

意識調査の結果をみると、女性に関する人権問題として男女の固定的な性別役割分担意識について問題意識を持つ人の割合が最も高くなっています。固定的な性別役割分担意識は、女性のみならずあらゆる人に様々な偏見や差別に基づく生きづらさをもたらす可能性があるものであり、その解消と男女共同参画の意識づくりが求められています。家庭や職場、学校、地域社会等、生活のあらゆる場面において性別を理由とする不当な偏見や差別をなくし、誰もが互いに人権を尊重し、社会の対等な構成員として責任と成果を分かち合い、個性と能力を十分に発揮できる活力ある社会を築いていく必要があります。

^{*4} 固定的な性別役割分担意識：男女を問わず個人の能力等によって役割の分担を決めることが適切であるにも関わらず、「男は仕事・女は家庭」「男性は主要な業務・女性は補助的業務」等のように、男性、女性という性別を理由として役割を分ける考え方のことをいいます。

^{*5} ハラスメント：ハラスメントとは優越した地位や立場を利用した嫌がらせを言い、セクシュアル・ハラスメントやパワーハラスメント、妊娠・出産・育児休業等に関するハラスメント（マタニティハラスメントやパタニティハラスメント、ケアハラスメント）等があります。

【今後の方向性】

- ・ 「交野市男女共同参画計画」を推進し、性別による差別的扱いを受けず、男性も女性も互いにその人権を尊重し、社会の対等な構成員として責任と成果を分かち合い、多様性を認め合いながら、その個性と能力を十分に発揮できる活力ある社会の構築に向けて取り組めます。
- ・ セクシュアル・ハラスメントやDV、デートDV等の性犯罪や性暴力の根絶に向けて、啓発や相談窓口の充実に取り組めます。

(2) 子どもに関すること



【現状】

社会構造やライフスタイルの変化、また、様々な家族形態があるなど子どもを取り巻く状況が大きく変化している中、家庭における児童虐待、学校や施設における体罰、暴力行為やいじめ、不登校の問題、また、児童買春・児童ポルノをはじめとする性犯罪や薬物乱用等、子どもの人権を巡る問題が深刻化しています。さらに、貧困や自殺等の問題も憂慮すべき状況にあります。近年は、本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話等を日常的に子どもが行っている「ヤングケアラー^{*6}」への関心も高まっています。

このような子どもの人権をめぐる現状を背景に、日本国憲法及び児童の権利に関する条約の精神にのっとり、すべての子どもや若者が将来にわたって幸せな生活ができる社会を実現するため、令和5（2023）年に「こども基本法」が施行されました。常に子どもの最善の利益を第一に考え、子どもの健やかな成長や、結婚・妊娠・出産・子育てに対する支援を主たる目的とする施策を社会全体で総合的かつ強力に実施することが求められています。

【交野市の現状と課題】

近年、全国的に子どもに対する虐待やいじめ問題等の報道が相次いでおり、本市の意識調査の結果でも、子どもに関する人権問題として虐待やいじめについて問題意識を持つ人の割合が高くなっています。

国は令和5（2023）年より日本国憲法や児童の権利に関する条約の精神に基づく「こども基本法」を新たに施行し、すべての子どもが、将来にわたって幸せな生活を送ることができる社会の実現をめざしています。本市においても、すべての子どもがこころ豊かに育ち、子どもの笑顔があふれるまちとなるよう子どもの人権の啓発及び人権の擁護に取り組んでいく必要があります。

【今後の方向性】

- ・ 地域全体で子どもや子育て家庭への理解を深め支援し、安心・安全に子育てができる環境を整えます。また、すべての子どもがこころ豊かに育ち、併せて、保護者が喜びや生きがいを感じながら子育てできるまちをめざして「交野市子ども・子育て支援事業計画」を推進し、児童虐待問題への対応や困難を抱えた若者への自立支援等に取り組みます。

^{*6} ヤングケアラー：本来大人が担うと想定されるような家事や家族の世話等を日常的に行っている子どものことをいいます。生活への影響として自分の時間が取れない、勉強する時間が十分に取れない、ケアについて話せる人がいなくて孤独を感じる、ストレスを感じる、友人と遊ぶことができない、睡眠が十分に取れない等の問題に直面しており、学校生活に影響が出たり、こころやからだに不調を感じるほどの重い負担がかかっている場合があります。

- ・ 子育てや子どもの発達の悩み、児童虐待等、子どもや子育てを取り巻く環境や問題が複雑で多岐にわたることを踏まえ、子ども家庭総合支援拠点と子育て世代包括支援センターが連携し、子ども、家庭、妊産婦に対する切れ目ない支援に取り組みます。
- ・ 「交野市いじめ防止基本方針」に基づき、すべての交野市立学校や関係機関をはじめ、市全体でいじめの克服に取り組み、すべての教育活動において、子どもたちの安心・安全を確保し、子どもたちの健全育成を図り、いじめのない社会、いじめのない学校づくりに取り組みます。

(3) 高齢者に関すること



【現状】

日本は、平均寿命の大幅な伸びや少子化等を背景として、人口の4人に1人が65歳以上となっています。高齢化が急速に進む中、養護者等による介護・世話の放棄・放任や暴力的な行為を受けたりするなどの高齢者虐待が大きな課題となっています。また、一人暮らしや認知症、障がい等を有する高齢者の中には、日常生活において財産や金銭を詐取されるといった権利侵害の事例も見られます。平成18(2006)年に施行された「高齢者虐待防止法」や平成12(2000)年に施行された「介護保険法」、令和5(2023)年に新たに成立した「認知症基本法」等を踏まえ、高齢者虐待の防止や虐待の早期発見・早期対応、権利擁護の取組を進め、高齢者が可能な限り住み慣れた地域で暮らし続けることができる地域包括ケアシステム^{*7}の実現をめざし、主体性をもって生活することができるよう、みんなで支え合う地域づくり、社会づくりが求められています。

【交野市の現状と課題】

近年、高齢者を狙った詐欺事件等が生じており、意識調査の結果でも高齢者に関する人権問題として悪徳商法や詐欺による被害について問題意識を持つ人の割合が高くなっています。被害の防止に向けて広報紙等で高齢者に対する啓発を行うとともに、家族や地域ぐるみの見守り等により高齢者を悪質な詐欺等から守る仕組みをつくることが重要です。また、情報伝達やバリアフリー^{*8}等、高齢者の暮らしやすい環境づくりが整っていないことへの関心も高くなっています。子どもから高齢者まで、誰もが安心・安全に暮らせる交野市の実現に向けて、ユニバーサルデザイン^{*9}の視点を取り入れまちづくりを推進していく必要があります。

【今後の方向性】

- ・ 「交野市高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画」を推進し、高齢者の権利擁護を推進するために、成年後見制度の利用促進を図るとともに、消費者被害の未然防止のため

^{*7} 地域包括ケアシステム：住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けることができるよう、住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供される仕組みのことです。

^{*8} バリアフリー：もともとは建築用語で障壁となるもの（バリア）を取り除き（フリー）、生活しやすくすることを意味します。最近では、より広い意味で、高齢者や障がいのある人だけでなく、すべての人にとって日常生活の中に存在する様々な（物理的、制度的、心理的）障壁を除去する意味合いで用いられています。

^{*9} ユニバーサルデザイン：バリアフリーは、障がいによりもたらされるバリア（障壁）に対処するとの考え方であるのに対し、ユニバーサルデザインはあらかじめ、障がいの有無、年齢、性別、人種等にかかわらず多様な人々が利用しやすいよう都市や生活環境をデザインする考え方をいいます。

の啓発活動等に関係機関と連携して取り組み、高齢者の権利を守るまちづくりを展開します。また、高齢者の虐待防止に向けた周知・啓発や、地域包括支援センターにおいて多様な課題に対応できる体制づくりを推進します。

- ・ 高齢者や障がい者等、すべての人が暮らしやすいまちをつくるために、車いすが通行できる出入口の確保、案内表示板の設置、身体障がい者用駐車場の設置、点字誘導ブロック等の整備等、市民の理解と協力を得ながら、誰もが暮らしやすいユニバーサルデザインのまちづくりを推進します。

(4) 障がいのある人に関すること



【現状】

平成 28 (2016) 年に「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」(障害者差別解消法) が施行されました。障がいのある人を含むすべての人々にとって住みよい平等な社会づくりを進めていくためには、国や地方公共団体が障がいのある人に対する各種施策を実施してだけでなく、社会のすべての人々が障がいのある人について十分に理解し、社会的障壁を取り除くために必要な配慮をしていくことが求められています。しかし、障がい及び障がいのある人に対する理解と認識の不足から、車いすを使用していることを理由に入店を拒否したり、障がいがあることを理由に入居を拒否したりといった不当な差別や、障がい者福祉施設等や雇用の場面における虐待等、様々な問題が発生しています。誰もが障がいの有無によって分け隔てられることなく、人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向け、障がい者の差別解消や虐待防止、合理的配慮*10の提供に向けた取組と併せて、障がい及び障がいのある人に対する理解を深める取組が求められています。

【交野市の現状と課題】

意識調査の結果をみると、障がいのある人に関する人権問題としてバリアフリー化や就労も含めた社会参加の促進等、障がいのある人と共生する地域づくりが進んでいないことについて問題意識を持つ人の割合が高くなっています。障がいの有無にかかわらず誰もが地域で安心して生活ができるよう、施設や設備のバリアフリー化やユニバーサルデザイン化を推進していく必要があります。また、誰もが互いの人権を尊重し助け合い、支え合う地域共生社会を実現していくためには、不当な差別やこころのバリアをなくし障がいや障がいのある人に対する理解を深めていくとともに、公共機関をはじめあらゆる場において合理的配慮の提供を広めていくことが重要です。

【今後の方向性】

- ・ 障がいを理由とする差別の解消に向けて、障がいに対する正しい知識や理解を深めるため、パンフレット等を活用した啓発を行うとともに、行政サービスの実行者である市職員に対して、障がいに対する理解や合理的配慮の考え方等に関する研修を実施します。

*10 合理的配慮：障害者差別解消法で事業者や行政機関等に義務化されている対応のことであり、障がいのある人から、社会の中にあるバリア（障壁）を取り除くために何らかの対応が求められたときに、負担が重すぎない範囲で対応を行うこととしています。例えば、車いす利用者のために段差に携帯スロープを渡すことや、高い所に陳列された商品を取って渡すなどの物理的環境への配慮を行うこと、筆談・読み上げ・手話等によるコミュニケーション、分かりやすい表現を使って説明をするなどの意思疎通の配慮を行うこと、障がいの特性に応じた休憩時間の調整等のルール・慣行の柔軟な変更を行うこと等が考えられます。

また、障がい理由とする差別に関する相談支援体制の整備を行います。

- ・ 「交野市障がい福祉計画及び障がい児福祉計画」を推進し、本市の障がい福祉の基本理念である「障がいの有無にかかわらず、共に生きる社会の一員として誰もが尊重される地域共生社会の実現」をめざし、障がいのある人が、必要な支援を受けつつ、自己決定に基づく自立生活を地域で継続していける環境づくりに取り組みます。
- ・ 障がいの有無、年齢、性別、国籍等にかかわらず、誰もが個々の能力を活かして、自らの意思に基づき活躍できる社会をめざし、ユニバーサルデザインの考え方を広く普及・啓発するとともに、公共施設等のバリアフリー化に取り組みます。

(5) 在日外国人に関すること



【現状】

国際化が急速に進む一方で、言語、習慣、価値観等の相互理解が不十分であること等から、在日外国人の就労における差別や入居差別等の問題が生じています。また、大阪府には、歴史的経緯から韓国・朝鮮人が多く居住していますが、差別を回避するため、その意に反して本名ではなく日本名（通称名）で生活せざるをえない人も存在しています。

平成 31 年（2019）年に改正法が施行された「出入国管理及び難民認定法」に基づき、外国人人材の適正・円滑な受入れの促進に向けた取り組みが進められています。

しかし、外国人労働者は、非正規雇用や長時間労働、低賃金といった労働環境におかれる場合が多く、新型コロナウイルス感染症拡大時のような社会状況下において解雇や雇止めの対象になるなど、様々な問題が存在します。また、日本は在日外国人の人権侵害をめぐって様々な指摘を受けており、難民認定者数が他の G7 諸国（カナダ、フランス、ドイツ、イタリア、英国、米国）に比べて少なすぎることなど多くの課題が存在しています。

【交野市の現状と課題】

日本で就労する外国人は増加傾向にあり、今後も外国人労働者の増加が見込まれる中、意識調査の結果をみると、在日外国人に関する人権問題として就労に関することについて問題意識を持つ人の割合が高くなっています。雇用慣行や、言語、文化の違い等があっても誰もが安心して就労できるよう、働く人と事業者の双方に支援が求められています。また、国籍を理由に労働環境や賃金、昇進等に差別が生じないよう事業者に対し法令遵守を啓発していくことが大切です。本市においても外国人は増加傾向にあり、多様な国籍の住民が生活しています。互いの文化を認め合い、対等な関係を築くことによって誰もが本市の一員として安心・安全に暮らせる多文化共生^{*11}社会を実現していく必要があります。

【今後の方向性】

- ・ 多文化共生のまちづくりに向け、学校における多文化共生学習や外国にルーツを持つ児童生徒へのきめ細かな指導と母語・母文化の重要性への配慮等を行うほか、外国人市民との交流による相互理解の機会の提供に取り組みます。
- ・ 日本で就労する外国人が、その能力を十分に発揮できるよう、外国人の人権に充分配慮した上で、関係機関と連携し、日本人と外国人がともに安心・安全に暮らせる共生社会の実現を図るため、適正な外国人雇用に向けた啓発に取り組みます。

^{*11} 多文化共生：国籍や民族等の異なる人々が、互いの文化的違いを認め合い、対等な関係を築こうとしながら、地域社会の構成員として共に生きていくことをいいます。

(6) ヘイトスピーチに関すること



【現状】

特定の人種や民族の人々を排斥する差別的言動であるヘイトスピーチ*¹²が社会的な問題になっており、平成 28 (2016) 年に「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」(ヘイトスピーチ解消法) が施行されました。ヘイトスピーチは、街頭デモ等の示威行動からインターネットにその舞台を移しつつあり、インターネットを含めると依然として多くのヘイトスピーチが行われています。また、選挙運動・政治活動に名を借りたヘイトスピーチが行われているとも言われています。こうした言動は、人々に不安感や嫌悪感を与えるだけでなく、人としての尊厳を傷つけたり、差別意識を生じさせたりすることになりかねません。ヘイトスピーチをなくすためには、ヘイトスピーチが許されるものではないという意識が広く深く社会に浸透することが重要です。

【交野市の現状と課題】

意識調査の結果をみると、特定の民族や国籍の人びとを排斥する差別的言動であるヘイトスピーチに否定的な考えを持つ人の割合が多数を占めている一方で、約 2 割の方が「ヘイトスピーチをされる側にも問題がある」と「ヘイトスピーチをする側の主張も一理ある」というような、ヘイトスピーチを容認する考えを持っています。

多文化共生社会を築いていく上でヘイトスピーチは決して許されるものではなく、社会が一丸となってヘイトスピーチの解消に取り組んでいくことが大切です。

【今後の方向性】

- ・ 「ヘイトスピーチ解消法」及び「大阪府ヘイトスピーチ解消推進条例」の趣旨を踏まえ、ヘイトスピーチが人としての尊厳を傷つけ、差別意識を助長・誘発する行為であり許されるものではないことを啓発し、多文化共生社会の実現に取り組みます。

*¹² ヘイトスピーチ：法務省によれば、ヘイトスピーチとは特定の国の出身者であること又はその子孫であることのみを理由に、日本社会から追い出そうとしたり危害を加えようとしたりするなどの一方的な内容の言動のことをいいます。一方、国連はヘイトスピーチを「ある個人や集団について、その人が何者であるか、すなわち宗教、民族、国籍、人種、肌の色、血統、ジェンダー、または他のアイデンティティー要素を基に、それらを攻撃する、または軽蔑的もしくは差別的な言葉を使用する、発話、文章、または行動上のあらゆる種類のコミュニケーション」と定義しており、ヘイトスピーチの標的となる集団や個人はより広範囲に想定されています。

(7) 犯罪被害者やその家族に関すること



【現状】

犯罪はそれ自体が人権を無視した行為です。犯罪による被害を受けたとき、本人やその家族又は遺族は、心身を傷つけられ、それまでの平穏な日常生活を損なわれたうえ、時には無理解や偏見に基づく誹謗中傷等により名誉さえも毀損されるなど、十分な支援を受けられないまま社会で孤立してしまうことが少なくありません。また、犯罪被害にあったことのない者にとって、自身や家族等が犯罪被害者になったときのことは想像し難いことから、その支援についての社会的関心は決して高いとは言えず、犯罪被害者等が置かれている状況への理解も十分とは言えません。

【交野市の現状と課題】

意識調査の結果をみると、犯罪被害者やその家族に関する人権問題として過剰な取材等による私生活の平穏やプライバシーの侵害について問題意識を持つ人の割合が高くなっています。

被害者やその家族は、犯罪行為によって様々な苦痛や負担を受けており、被害者やその家族に好奇の目を向けたり噂話の対象としたりすること等によって二重に苦しめてしまうことのないよう、その人の気持ちやその人に起こっている出来事をよく考え、相手に寄り添う気持ちを持つことが大切です。身近な人が被害にあったときにできることや各種相談窓口について周知・啓発し、二次被害を生まない社会を築いていく必要があります。

【今後の方向性】

- ・ 平成 17 (2005) 年に施行された「犯罪被害者等基本法」や「犯罪被害者等基本計画」、平成 31 (2019) 年に施行された「大阪府犯罪被害者等支援条例」、令和 2 (2020) 年に策定された「大阪府犯罪被害者等支援に関する指針」を踏まえ、犯罪被害者やその家族の被害からの回復を支援するとともに、犯罪被害者等の個人としての尊厳が重んぜられ、その権利が尊重される社会づくりを推進します。

(8) インターネット上の人権侵害に関すること



【現状】

インターネットは手軽に情報を入手できるだけでなく、誰でも容易に情報を発信できる情報媒体としても利便性が高く、子どもから高齢者まで多くの人に利用されています。一方、匿名性を悪用した誹謗中傷、ヘイトスピーチや同和問題に関して差別を助長・誘発する行為、個人情報の暴露等のプライバシーを侵害する行為等、人権に関わる問題も多数発生しています。インターネット上の情報は瞬時に拡散し、完全に削除することが極めて困難であることから、インターネット上で人権侵害行為を受けた被害者は将来にわたり長く苦しむこととなります。また、小学生・中学生等のインターネットの利用が年々増加している一方、SNS^{*13}等を利用した誹謗中傷や違法ダウンロード等、子どもが加害者や被害者になり、トラブルに巻き込まれる事案も発生しています。

【交野市の現状と課題】

意識調査の結果をみると、インターネットに関する人権問題としてフェイクニュース^{*14}や他人への誹謗中傷について問題意識を持つ人の割合が高くなっています。インターネットは子どもから高齢者まで幅広い人が利用しており、世代を問わずインターネット上の人権侵害の被害者、加害者になる可能性があります。被害にあった場合の対応策や相談窓口を周知するとともに、ルールやモラルを守った安全な利用を啓発する必要があります。

【今後の方向性】

- ・ インターネットを利用する一人ひとりが人権意識を高め、情報の収集や発信における責任やモラルについて正しく理解できるようインターネットリテラシー^{*15}を高める教育や啓発を推進します。
- ・ 被害者への支援を図るため、相談体制の充実に取り組みます。
- ・ 人権擁護に関する関係機関と連携を図りながら、迅速かつ的確な対応に努めます。

^{*13} SNS：ソーシャルネットワーキングサービス（Social Networking Service）の略で、登録された利用者同士が交流できる Web サイトの会員制サービスのこと。

^{*14} フェイクニュース：定まった定義はありませんが、何らかの利益を得ることや意図的に騙すことを目的としたいわゆる「偽情報」や、単に誤った情報である「誤情報」や「デマ」等を広く指す言葉です。

^{*15} インターネットの情報や事象を正しく理解し、それを適切に判断、運用できる能力を意味します。

(9) セクシュアルマイノリティの人権問題に関すること



【現状】

「身体の性」と「自認する性^{*16}」が一致している人や「性的指向^{*17}」が異性に向いている人が多数派とされる中、同性に恋愛感情をもつ人や、自分の性に違和感がある人等、性のあり方が多数派に属さない人のことをセクシュアルマイノリティといい、「LGBTQ+^{*18}」等と表します。

LGBTQ+等のセクシュアルマイノリティであることを理由に、社会の中で偏見の目にさらされ、昇進を妨げられたり、学校生活でいじめられたりするなどの差別行為が生じています。また、同性カップルに対する借家への入居拒否や本人の同意を得ずに性的指向等を他者に暴露するアウティング^{*19}等の人権侵害も起こっています。このような現状を踏まえ、国は令和5(2023)年に「性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律」(LGBT理解増進法)を施行しました。また、学校等においても、児童生徒等に対するきめ細かな対応や、適切な教育相談が行われるよう、教育関係者への働きかけが行われています。

性自認や性的指向のあり方には一人ひとり異なる個性があります。セクシュアルマイノリティに対する偏見や差別の解消に向けて、誰もがセクシュアリティを「自分ごと」として考え、性の多様性について理解と関心を深めていくことが大切です。

【交野市の現状と課題】

意識調査の結果をみると、セクシュアルマイノリティの人権問題について、学生等の若年層では身近な問題として感じている人が多いものの、年代が上がるにつれて身近に感じない人が多くなっています。また、セクシュアルマイノリティの人権問題について理解に努めようと思う人は全体としては多いものの、年代が上がるにつれて少なくなる傾向が表れており、あらゆる世代に理解と関心を広げていくことが課題となっています。

*16 自認する性：自分の性をどのように認識しているかを表す言葉であり、「こころの性」とも呼ばれます。

*17 性的指向：恋愛感情や性的な関心がどの性別に向いているかを表す言葉です。

*18 LGBTQ+：Lesbian (レズビアン；女性の同性愛者)、Gay (ゲイ；男性の同性愛者)、Bisexual (バイセクシュアル；両性愛者)、Transgender (トランスジェンダー；心の性と身体の性が一致せず、身体の性に違和感を持つ人)、Questioning (クエスチョニング；自分の性別や恋愛対象となる性別を決めていない人、分からない人)の頭文字をとった言葉で、その他のセクシュアルマイノリティを含めて表した言葉のことです。また、LGBTQ だけでは表現しきれない多様な性のあり方があることから、「LGBTQ」に「+ (プラス)」を加え、「LGBTQ+」という言葉であらゆる性のあり方を包括し性の多様性を表現しています。

*19 アウティング：本人の性のあり方を同意なく第三者に暴露することをいいます。

【今後の方向性】

- ・ 多様な性のあり方について理解を深め、一人ひとりが互いに人権及び多様な性のあり方を尊重し、誰もが平等で自分らしく安心して暮らせるよう、あらゆる世代に向けて性の多様性の理解を促す情報発信や学習機会の提供に取り組みます。
- ・ 本市における「パートナーシップ宣誓制度」を周知し、一方または双方がセクシュアルマイノリティであるカップルが、互いを人生のパートナーとして、日常生活において相互に協力し合い、社会においていきいきと活躍できるまちづくりに取り組みます。
- ・ 性的指向や性自認に悩みや不安を持つ児童生徒等に対するきめ細かな対応や相談が行える体制づくりに取り組みます。
- ・ セクシュアルマイノリティである人が困りごとや人権侵害等を気軽に相談できるよう、相談員の資質向上に取り組むとともに相談窓口の充実を図り、幅広い広報に努めます。

(10) 労働者に関すること



【現状】

職業や雇用をめぐる人権問題としては、就労形態や職種、職業に関する偏見や差別、本人の適性・能力に基づかない不合理な採用選考、賃金や昇進等における男女の不均等な待遇、職場におけるセクシュアル・ハラスメント、パワーハラスメント、妊娠・出産・育児休業等に関するハラスメントのほか、非正規労働者の待遇改善や長時間労働の問題等があります。平成 23（2011）年に国連で採択された「ビジネスと人権に関する指導原則^{*20}」には、「人権を尊重する企業の責任」が位置づけられています。

労働者の人権をめぐる国内の動向をみると、昭和 61（1986）年に施行された「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律」（男女雇用機会均等法）では、労働者が性別や妊娠・出産により差別されることを禁止するとともに、職場におけるセクシュアル・ハラスメント対策の措置を事業主に義務付けています。また、平成 7（1995）年に「育児休業等に関する法律」（育児休業法）から改正された「育児休業・介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」（育児・介護休業法）においては、育児休業・介護休業等の取得や申請したことを理由に、労働者に対して不利益な取扱いをすることが禁止されています。さらに、令和 2（2020）年に施行された「短時間労働者及び有期雇用労働者の雇用管理の改善等に関する法律」（パートタイム・有期雇用労働法）においては、通常の労働者と同視すべきパートタイム・有期雇用労働者の待遇を差別的に取り扱うことの禁止等を定めています。

パワーハラスメントについては「労働施策総合推進法」が令和 2（2020）年に改正されたことにより対策が法制化され、国の施策としてハラスメント対策が法律に明記されました。また、パワーハラスメント防止対策の法制化により、パワーハラスメントの具体的な定義^{*21}が定められるとともに、相談体制等の雇用管理上必要な措置を講じることが、大企業は令和 2（2020）年に、中小企業は令和 4（2022）年に義務化されました。

^{*20} ビジネスと人権に関する指導原則：国連が平成 23（2011）年に採択した原則であり、「人権を保護する国家の義務」、「人権を尊重する企業の責任」、「救済へのアクセス」の 3 つを柱として、あらゆる国家及び企業に、その規模、業種、所在地、所有者、組織構造にかかわらず、人権の保護・尊重への取組を促すものです。

^{*21} 令和 2（2020）年に策定された「事業主が職場における優越的な関係を背景とした言動に起因する問題に関して雇用管理上講ずべき措置等についての指針」において、職場におけるパワーハラスメントの 3 要素として「①優越的な関係を背景とした言動」、「②業務上必要かつ相当な範囲を超えた言動」「③労働者の就業環境が害される」が提示されており、これらの要素をすべて満たす行為を職場におけるパワーハラスメントとして定義しています。

【交野市の現状と課題】

意識調査の結果をみると、労働者に関する人権問題として、休暇制度があっても職務を優先しなければならないため休暇を取れないことや仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）*²²について問題意識を持つ人の割合が高くなっています。また、女性は育児や高齢者介護等のために離職を余儀なくされることへの関心も高くなっています。仕事と家庭生活、育児、介護、地域活動等を両立し、労働者がそれぞれのワーク・ライフ・バランスを実現できる職場であることは、生活の質（QOL）*²³の向上の観点からも大切です。また、職場における人権侵害を防止し、救済するための措置を講じる責任があることを労働に関する関係機関と連携しながら周知していく必要があります。

【今後の方向性】

- ・ 社会・経済情勢の変化に伴い、働き方も多様化する中、一人ひとりの仕事の役割を理解し、仕事に優劣のないことを認識し、社会を支える構成員としてお互いを認め合い支え合う意識を醸成するための啓発を推進します。
- ・ ハローワークや大阪府等の関係機関と連携し、就労相談や就労支援に取り組みます。

*²² 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）：日本語で「仕事と家庭生活の調和」と訳され、やりがいのある仕事と充実した私生活を両立させる考え方のことをいいます。

*²³ 生活の質（QOL）：「Quality Of Life（クオリティ・オブ・ライフ）」のこと。WHOによれば「個人が生活する文化や価値観のなかで、目標や期待、基準または関心に関連した自分自身の人生の状況に対する認識」とされており、健康状態を含め現在の生活状況に対するその人自身の主観的な生活の幸福さや満足、充実を表します。

(11) 新型コロナウイルス感染症にかかる差別問題に関すること



【現状】

感染症に関する誤った知識や偏見等により、感染に伴う様々な差別や人権侵害が起きています。令和2（2020）年頃から感染が拡大した新型コロナウイルス感染症に関しては、未知のウイルスに対する恐れや無理解等から、感染者に対してだけでなく、医療、介護、物流等、生活の維持に欠かせない業務の従事者（エッセンシャルワーカー）やその家族等への誹謗中傷や差別的行為が発生しました。このような状況を受けて、令和3（2021）年に改正された「新型インフルエンザ等対策特別措置法等の一部を改正する法律」には、感染者やその家族、医療従事者等の人権が尊重され、差別的な取扱いを受けることのないよう、偏見や差別を防止するための規定が設けられました。

【交野市の現状と課題】

意識調査の結果をみると、新型コロナウイルス感染症に関する人権問題として感染者やその家族、医療従事者等への差別について問題意識を持つ人の割合が高くなっています。新型コロナウイルス感染症のみならず、ハンセン病や肝炎ウイルス等、様々な感染症に対する知識や理解の不足により感染者や患者、その家族、医療従事者等のエッセンシャルワーカー等への偏見や差別が生じることのないよう、感染症について正しい知識を持ち、関心と理解を深めていくことが必要です。

【今後の方向性】

- ・ 今後の新興感染症の流行も想定し、感染症に関する正しい知識の普及啓発により偏見や差別意識を解消し、正しい情報に基づく冷静な行動を呼びかけるなどの啓発に取り組みます。

(12) 部落差別（同和問題）に関すること



【現状】

部落差別（同和問題）は、日本社会の歴史的過程で形作られた身分差別により、日本国民の一部の人々が、長い間、経済的、社会的、文化的に低い状態に置かれることを強いられ、同和地区と呼ばれる地域の出身者であること等を理由に結婚を反対されたり、就職等の日常生活の上で差別を受けるなど、我が国固有の人権問題です。

部落差別についての正しい理解が進む一方で、平成28（2016）年の「部落差別の解消の推進に関する法律」（部落差別解消推進法）の施行以降も、心理面における偏見、差別意識が依然として残っていることや、インターネット上で不当な差別的取扱いを助長・誘発する目的で特定の地域を同和地区であると指摘したりするような投稿が一定数見られるなど、今なお部落差別（同和問題）は存在しています。

【交野市の現状と課題】

意識調査の結果をみると、今起きている部落差別（同和問題）として結婚問題やインターネット上の誹謗中傷等を指摘する一方で、約2割の方が「とくに起きているとは思わない」と考えています。しかし、調査結果からは同和地区や同和地区出身の人を忌避する意識もみられ、部落差別（同和問題）が起きていないとは言えない現状は明らかです。現在もなお存在する部落差別（同和問題）は解消すべき重要な課題であるという認識のもと、「部落差別解消推進法」の理念にのっとり、本市においても部落差別（同和問題）の解消に向けてより一層教育及び啓発を推進していくことが重要です。

【今後の方向性】

- ・ 「部落差別解消推進法」の趣旨を踏まえ、学校教育・社会教育において部落差別（同和問題）の解消に向けて正しい認識と理解を深めるための教育・啓発に取り組みます。
- ・ 住民票の写し等の不正請求及び不正取得による個人の権利の侵害の防止を図るために、本人通知制度のさらなる周知を図ります。
- ・ 部落差別（同和問題）についての誤った認識を悪用し、部落差別（同和問題）を口実にして企業・行政機関等へ、不当な利益や義務を求める「えせ同和行為」の排除に向けて、関係機関との情報交換・連携に取り組みます。

(13) その他の人権侵害に関すること



(1)～(12)の人権問題以外にも、例えば下記に示すような人権問題が存在しています。様々な人権問題への関心と理解を深められるよう人権教育・啓発に取り組むとともに、誰一人取り残さない社会の実現に向けて相談体制の充実を図り、人権問題の早期解決をめざします。

- ① アイヌの人々に対する理解が十分でないため、就職や結婚等において偏見や差別が依然として存在しています。令和元(2019)年には「アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律」(アイヌ民族支援法)が施行され、アイヌの人々が民族としての誇りを持って生活することができ、その誇りが尊重される社会の実現をめざしています。
- ② ハンセン病は感染することが極めてまれであるにもかかわらず、法に基づき患者を強制的に療養所へ送り込む、いわゆる「無らい県運動*24」が戦前、戦後に展開され、患者だけでなくその家族も偏見や差別を受けました。平成8(1996)年に「らい予防法」は廃止されましたが、いまだに根強く偏見や差別が残っています。
- ③ HIV陽性者に対しては、日常生活での接触で感染することがないにも関わらず、感染を理由とした就職拒否や入居拒否等の人権侵害が起きています。
- ④ 「こころの病は特別な人がかかるもの」という先入観や偏見のために、こころの病で通院や入院をしている人々が生きづらさや生活のしづらさを感じ、苦しんでいます。
- ⑤ 住所、氏名、年齢等の個人情報本人に無断で収集や提供がなされ、プライバシー等の個人の権利や利益が侵害される事例が発生しています。本市では、住民票や戸籍謄本等の不正請求を抑止することを目的として本人通知制度を実施しています。
- ⑥ ホームレスとなった人々に対して、嫌がらせや暴行を加えるといった事案が生じています。
- ⑦ 人身取引(性的サービスや労働の強要等)は重大な人権侵害であり、人道的観点からも迅速・的確な対応が求められています。
- ⑧ 刑を終えて出所した人や家族に対する偏見や差別は根強く、定職に就くことや住居を確保することが困難な状況にあります。このため、更生に向けた計画的な支援や必要に応じた福祉的支援等、地域で暮らすための支援が必要な状況にあります。

*24 無らい県運動：昭和6(1931)年に制定された「らい予防法」により、街中を放浪していたハンセン病患者から、自宅で暮らしている患者も含めた全患者が隔離の対象とされ、官民が一体となって自分たちの地域から患者をなくそうとする運動が展開されました。患者は強制的に療養所に送られ、重症患者の看護や建設労働、火葬場の仕事等、患者でありながら作業を強いられたり、外出・退所が厳しく制限されたりするなどの苦痛と苦難を受けました。また、このような隔離政策がハンセン病は恐ろしい病気であるという誤ったイメージを社会に与え患者や家族への偏見・差別を助長し、今なお根強く残っています。

- ⑨ 生まれつきのあざ、事故・病気による傷ややけど、脱毛等の「見た目（外見）」の症状がある人たちが学校でいじめられたり、就職や結婚で差別されたりするなどの問題があります。
- ⑩ 何らかの理由により出生の届出をしないために、戸籍がないまま暮らさざるを得ない方が存在しています。戸籍に記載されていないことによって、社会生活上、様々な不利益を被るといった無戸籍者の問題があります。
- ⑪ 震災等の大きな災害の発生時における、風評やデマ等の不確かな情報に基づいて他人を不当に扱ったり、偏見や差別を助長するような情報を発信するなどの行動は人権侵害になり得るだけでなく、避難や復興の妨げにもなりかねません。

【今後の方向性】

- ・ 本市においては、これらの人権侵害に対して、学校教育、社会教育を通じて、差別の解消に向けた正しい認識と理解を深めるための教育・啓発に取り組みます。

2. 人権施策の基本方向・取組

（1）人権啓発の推進

人権啓発とは「国民の間に人権尊重の理念を普及させ、及びそれに対する国民の理解を深めることを目的とする広報その他の啓発活動（人権教育を除く。）」（人権教育・啓発推進法第2条）をいい、人権尊重の考えを広く普及し人権意識の高揚を図る活動です。

市民一人ひとりの人権意識を高め、人権への理解を深めてもらうために、人権啓発講座や講演会等を開催します。また、人権に関する記事の広報への掲載や啓発冊子・啓発ポスターの作成、市のホームページやSNSを活用した情報発信等により、あらゆる市民に向けて人権啓発に取り組みます。

- 人権問題を自分自身や自分の身近な人の問題として捉える意識の醸成
- 受け手を意識した啓発内容の工夫や、SNSを含むインターネットの積極的な活用
- 企業が行う人権啓発事業の促進

（2）人権教育の推進

人権教育とは「人権尊重の精神の涵養を目的とする教育活動」（人権教育・啓発推進法第2条）をいい、学校における子どもへの教育活動や、生涯学習の観点から子どもから高齢者まであらゆる世代を対象に行われる社会教育によって行われるものです。

本市では「であい」や「つながり」を大切にし、多様性を認め、様々な人権を学ぶことで自己肯定感を育て、自己実現をめざし、人との豊かなつながりを築く人権教育を推進します。

また、人権が尊重される社会の実現に深くかかわる立場にある者が、常に人権尊重の意識や態度をもって、職務の遂行に臨むことが重要であり、市職員をはじめ教職員や福祉関係者、

また、地域で人権啓発や人権擁護に取り組むリーダー等に対する人権教育を充実します。

- 家庭、学校、職場、地域等において人権について学ぶ機会の充実
- 人権啓発活動に取り組むリーダーの養成
- 様々な人権課題等について啓発活動を行う人権関係団体への支援
- 人権教育に関する情報収集及び提供機能の充実

(3) 人権擁護に関する施策

性別や年齢、障がいの有無、国籍等に関わらず、あらゆる市民が社会に参加しいきいきと生活を送ることができるよう人権尊重に基づく共生社会の実現を図っていきます。また、人権侵害を受け、または受けるおそれのある人に対して、関係機関と連携して、救済・予防を促進・支援し、安心・安全に生活できる環境の整備に取り組めます。

- 相談窓口の設置と周知の推進
- 人権擁護に係る様々な支援策に関する情報発信
- 国や府の人権擁護に関する関係機関及び支援団体等との連携

第4章 人権行政の推進

1. 庁内推進体制

「交野市人権尊重のまちづくり条例」に基づき、人権尊重の基本理念を基礎に据えた行政施策を全庁的に展開します。また、人権施策についての重要事項を調査し、審議するため、交野市人権尊重のまちづくり審議会を設置します。さらに、人権施策の総合的かつ計画的な推進及び市民の人権意識の高揚を図るため、関係行政機関をはじめ、市民や人権に係わる関係諸団体との連携を図ります。

人権に関する相談体制の充実を図るため、関係機関・関係団体との連携強化や、相談を受ける相談員の知識の向上等を図るなど、相談体制の充実に取り組みます。

2. 国・府等との連携

国・府等との人権施策の連携にあたって、それぞれの立場から様々な取組を行っており、人権尊重のまちづくりを推進するために相互連携のもと、協力体制を継続・強化していくことが必要となります。

3. 市民との連携・協働

人権尊重のまちづくりは、市民が様々な人権問題について自分のこととして関心と理解を深め、問題解決に向けた行動を実践していくことが重要です。

複雑・多様化する人権問題を解決するには、市民、事業者、各種団体等と相互に連携を図り、あらゆる分野において人権問題に対する正しい理解と認識を深め、社会全体で取り組んでいくことが必要です。人権施策を効果的に推進していくために、今後ともより一層連携を深め、協働関係の構築を図ります。

4. 企業等との連携

令和2（2020）年に策定された「ビジネスと人権」に関する行動計画（2020－2025）において、企業による人権への取組の必要性が明記されています。行動計画が示す企業が尊重すべき人権の分野は幅広く、「人権への影響を特定し、防止し、軽減し、どのように対処するかについて責任を持つこと」（人権デュー・ディリジェンス^{*25}の実施）が求められています。企業による人権への取組の必要性を周知・啓発し、人権尊重のまちづくりをともに進めていけるよう連携を図ります。

^{*25} 人権デュー・ディリジェンス：平成23（2011）年に国連が採択した「ビジネスと人権に関する指導原則」に定められた企業による人権への取組の3つの行動の1つ（他2つの行動は「方針によるコミットメント（人権を尊重する責任を果たすという方針によるコミットメント^{*1}）」、「救済措置（企業が引き起こし、又は助長する人権への負の影響に対して救済を可能にするプロセス^{*2}）」である）。人権デュー・ディリジェンスの主な取組として、「人権研修の実施」、「ダイバーシティ^{*3}に関する社内啓発活動の実施」、「従業員の勤務状況/労働時間のモニタリング^{*4}/労働組合との意見交換」等があります。

※1：コミットメントは直訳すると「約束」や「公約」の意味。

※2：プロセスは直訳すると「手順」や「工程」の意味。

※3：ダイバーシティは直訳すると「多様性」の意味。

※4：モニタリングは直訳すると「観察」や「観測」の意味。

資料

1. 相談業務一覧

(1) 法律相談

内容	相続・離婚・自己破産・損害賠償等の法律問題の相談
実施日	毎週月・木曜日
相談時間・場所	14時～16時(30分/人、定員4人) ゆうゆうセンター
相談員	弁護士(大阪弁護士会派遣)
予約方法	実施日の1週間前の9時30分から電話受付(先着順)
予約・問合せ先	人権と暮らしの相談課

(2) 夜間法律相談

内容	相続・離婚・自己破産・損害賠償等の法律問題の相談
実施日	奇数月の第4木曜日
相談時間・場所	18時～21時(30分/人、定員6人) ゆうゆうセンター
相談員	弁護士(大阪弁護士会派遣)
予約方法	実施日の1週間前の9時30分から電話受付(先着順)
予約・問合せ先	人権と暮らしの相談課

(3) 行政相談

内容	国・府・市の行政について苦情や要望の相談
実施日	毎月第2金曜日(巡回)と第4金曜日(固定)
相談時間・場所	13時30分～16時 (固定) ゆうゆうセンター (巡回) 市役所別館、郡津公民館、星田会館、倉治図書館
相談員	行政相談委員(総務大臣委嘱)

(4) 登記相談

内容	不動産の各種登記や明示等の相談
実施日	奇数月の第2水曜日
相談時間・場所	13時～15時 ゆうゆうセンター
相談員	司法書士(大阪司法書士会北大阪支部派遣)
予約方法	実施日の1週間前の9時30分から電話受付(先着順)
予約・問合せ先	人権と暮らしの相談課

(5) 土地建物相談

内容	境界・住宅トラブル等の相談
実施日	5月、8月、11月、2月の第2火曜日
相談時間・場所	13時30分～15時30分 ゆうゆうセンター
相談員	不動産鑑定士
予約方法	実施日の1週間前の9時30分から電話受付（先着順）
予約・問合せ先	人権と暮らしの相談課

(6) 相続・遺言書等作成相談

内容	相続・遺言書や示談書等の作成に関する相談
実施日	毎月第4水曜日
相談時間・場所	13時～15時 ゆうゆうセンター
相談員	行政書士（大阪府行政書士会枚方支部派遣）
予約方法	実施日の1週間前の9時30分から電話受付（先着順）
予約・問合せ先	人権と暮らしの相談課

(7) 女性のための相談

内容	DV、夫婦・家庭内問題等
相談日	毎月第1水曜日
相談時間・場所	14時～17時 ゆうゆうセンター
相談員	女性相談員（心理カウンセラー）
予約・問合せ先	人権と暮らしの相談課

(8) 人権擁護委員による相談

内容	人権に関すること全般
相談日	毎月第3木曜日
相談時間・場所	10時～12時 ゆうゆうセンター
相談員	人権擁護委員（法務大臣委嘱）

(9) 市民相談

内容	一般相談、苦情、要望等の相談
相談日	月～金曜日
相談時間・場所	9時～17時30分 ゆうゆうセンター
相談員	人権と暮らしの相談課職員

(10) 人権なんでも相談

内容	人権に関すること全般
相談日	月・水・金曜日
相談時間・場所	13時～15時 ゆうゆうセンター
相談員	人権相談員

(11) 進路選択支援相談

内容	就学時における奨学金等に関すること
相談日	月・水・金曜日
相談時間・場所	15時～17時30分 ゆうゆうセンター
相談員	進路支援相談員
予約・問合先	人権と暮らしの相談課

(12) 消費者相談

内容	消費トラブルに関すること
相談日	月～金曜日
相談時間・場所	9時30分～12時、12時45分～16時 消費生活センター
相談員	消費生活相談員
予約・問合先	消費生活センター（ゆうゆうセンター1階）

(13) 就労支援相談

内容	就労に関すること
相談日	月～金曜日
相談時間・場所	10時～12時、12時45分～16時 ゆうゆうセンター
相談員	就労支援相談員（月・水曜日のみ）人権と暮らしの相談課職員
予約・問合先	人権と暮らしの相談課

2. 交野市人権尊重のまちづくり審議会委員名簿

令和6（2024）年3月現在
（敬称略、順不同）

区分	所属	氏名
学識経験者	大阪大谷大学 文学部 教授	◎木下 みゆき
学識経験者	摂南大学 国際学部 教授	○北條 ゆかり
派遣団体	交野市人権協会	田淵 美和子
派遣団体	交野市人権擁護委員会	柏原 せつ子
派遣団体	交野事業所人権推進連絡会	西田 孝司
派遣団体	交野市「平和と人権を守る都市宣言」を進める実行委員会	吉川 佐喜子
派遣団体	交野市民生委員・児童委員協議会	梶 健治
派遣団体	交野市障害児（者）親の会	福井 優子
派遣団体	交野市女性と文化の集い	加藤 祥子
派遣団体	交野市PTA協議会	阿部 慎史
派遣団体	交野市立小・中学校校長会	北 春城
公募市民	市民代表	東 恵美

◎会長、○副会長

3. 策定経過

年月日	内容
令和4（2022）年10月4日	令和4年度第2回交野市人権尊重のまちづくり審議会 ・交野市人権施策推進基本方針策定に係る市民意識調査の調査項目について
令和4（2022）年12月27日～ 令和5（2023）年1月26日	・「人権についての交野市市民意識調査」実施 調査対象：市民18歳以上2,000人無作為抽出
令和5（2023）年7月7日	令和5年度第1回交野市人権尊重のまちづくり審議会 ・交野市人権施策推進基本方針策定に係る市民意識調査の結果報告 ・交野市人権施策推進基本方針骨子（案）について
令和5（2023）年9月22日	令和5年度第2回交野市人権尊重のまちづくり審議会 ・交野市人権施策推進基本方針（素案）（案）について
令和5（2023）年11月10日	令和5年度第3回交野市人権尊重のまちづくり審議会 ・交野市人権施策推進基本方針（素案）（案）について（諮問）
令和5（2023）年12月18日～ 令和6（2024）年1月18日	交野市人権施策推進基本方針素案（案）パブリックコメント実施
令和6（2024）年2月9日	令和5年度第4回交野市人権尊重のまちづくり審議会 ・パブリックコメントの結果報告について
令和6（2024）年2月27日	令和5年度第5回交野市人権尊重のまちづくり審議会 ・答申

4. 交野市人権尊重のまちづくり条例

平成 16 年 3 月 31 日

条例第 16 号

私たちは、「すべての人間は、生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利とについて平等である。」とする世界人権宣言及び「法の下での平等」を定める日本国憲法の理念に基づき、人権が尊重されるまちづくりに努めてきた。

しかしながら、今日もなお、社会的身分、人種、民族、信条、性別、障害があること等によるさまざまな人権問題が存在するとともに、社会状況の変化等により、新たな課題も生じてきており、一人ひとりの命の尊さや人間の尊厳が大切にされ、真に人権が尊重される社会の実現が求められている。

私たちは、市民憲章“和(自然と・文化と・人と)”によって育まれる市民意識を基礎として、「平和と人権を守る都市宣言」の精神を踏まえ、「基本的人権の尊重」の理念に基づき、人権意識の高揚を図り、すべての人の人権が尊重されるまちづくりを推進するため、この条例を制定する。

(目的)

第 1 条 この条例は、人権尊重のまちづくりの推進について、市及び市民の役割を明らかにするとともに、人権施策を総合的に推進し、市民一人ひとりの参加によるすべての人の人権が尊重される平和で豊かな明るく住みよいまちをめざすことを目的とする。

(市の役割)

第 2 条 市は、前条の目的を達成するため、あらゆる施策の実施に当たって、人権尊重の視点を大切にするとともに、必要な人権施策を積極的に推進するものとする。

(市民の役割)

第 3 条 市民は、互いに人権を尊重し、家庭、地域、学校、職場等あらゆる場において、人権意識の高揚に努めるものとする。

(施策の推進)

第 4 条 市は、人権施策の総合的かつ計画的な推進及び市民の人権意識の高揚を図るため、関係行政機関をはじめ、市民や人権に係わる関係諸団体との連携により推進するものとする。

(審議会の設置)

第 5 条 人権施策についての重要事項を調査し、審議するため、交野市人権尊重のまちづくり審議会(以下「審議会」という。)を設置する。

2 審議会の組織及び運営に関する事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

交野市人権施策推進基本方針

令和6（2024）年3月

発行：交野市 総務部 人権と暮らしの相談課

〒576-0034

大阪府交野市天野が原町5丁目5番1号

TEL：072-817-0997 / FAX：072-817-0998

Eメール：kurasi@city.katano.osaka.jp
